

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月13日

埼玉県知事 大野元裕 殿



提出者

住 所 埼玉県本庄市児玉町宮内字大谷838番地4
氏 名 株式会社エコスマートリー
代表取締役 増田 淳
電話番号 0495-72-5232

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社エコスマートリー						
事業場の所在地	埼玉県本庄市児玉町宮内字大谷838番地4						
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日						
当該事業場において現に行っている事業に関する事項							
①事業の種類	廃プラスチック製品製造業						
②事業の規模	資本金90百万円						
③従業員数	37名(正社員、契約社員)						
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1"><tr><td>廃棄物</td><td>処理委託(処理・処分)</td></tr><tr><td>選別残渣・比重残渣</td><td>➡ RPF化、セメント燃料化</td></tr><tr><td>汚泥</td><td>➡ 焼却・溶融 ⇒ スラグ(再利用) 脱水・乾燥 ⇒ 肥料化</td></tr></table>	廃棄物	処理委託(処理・処分)	選別残渣・比重残渣	➡ RPF化、セメント燃料化	汚泥	➡ 焼却・溶融 ⇒ スラグ(再利用) 脱水・乾燥 ⇒ 肥料化
廃棄物	処理委託(処理・処分)						
選別残渣・比重残渣	➡ RPF化、セメント燃料化						
汚泥	➡ 焼却・溶融 ⇒ スラグ(再利用) 脱水・乾燥 ⇒ 肥料化						

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

総括責任者	代表取締役 増田 淳
廃棄物担当人数	7人
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者：廃棄物処理に係る決裁 ・廃棄物現場管理担当（製造部）：現場での廃棄物管理 ・廃棄物処理計画担当（業務部）：廃棄物処理計画の作成 ・契約書管理担当（管理部）：廃棄物処理に係る契約書の管理 ・マニフェスト管理担当（業務部）：マニフェストの交付、及び管理
廃棄物管理組織	<pre> graph TD A[代表取締役 (総括責任者)] --- B[] B --- C[製造部 (廃棄物現場管理担当)] B --- D[業務部 (廃棄物処理計画担当) (マニフェスト管理担当)] B --- E[管理部 (契約書管理担当)] </pre>

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃プラ類	汚泥	木くず	金属くず
	排 出 量	10,352t	695t	5t	0t
(これまでに実施した取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ・自動選別機を増設して再商品化率の向上を推進した。 ・廃棄物としていた廃プラ類からの有価物回収を推進した。 ・汚泥脱水機内の定期清掃を実施して含水率抑制を推進した。 ・スクリーン残渣の脱水機を設置し含水率の低減を図った。 					
② 計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃プラ類	汚泥	木くず	金属くず
	排 出 量	9,317t	621t	4t	0t
(今後実施する予定の取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ・自動選別機の運用精度を高めて再商品化率の向上を行う。 ・廃棄物としている廃プラ類からの有価物回収を更に検討する。 ・廃棄物としている木くず、金属くずからの有価物を回収する。 					

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	廃プラ類：発生場所・内容物により分別して指定場所で保管する。 汚泥：水処理ケーキホッパー内で保管する。 その他：廃棄物の種類により分別して指定場所で保管する。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	同上

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
【目標】			
② 計画	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（ 年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
② 計画	産業廃棄物の種類	該当なし	
	自ら熱回収を行 う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	該当なし		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
【目標】				
② 計画	産業廃棄物の種類	該当なし		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	廃プラ類	汚泥	木くず	金属くず
	全処理委託量	10,352t	695t	5t	0t
	優良認定処理業者 への処理委託量	4,558t	501t	0t	0t
	再生利用業者へ の処理委託量				
	認定熱回収業者 への処理委託量				
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量				
(これまでに実施した取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ・RPF化による再生利用率を高める ・焼却・溶融の後に発生したスラグを再生利用する 					

		【目標】				
		産業廃棄物の種類	廃プラ類	汚泥	木くず	金属くず
② 計画		全処理委託量	9,317t	621t	4t	0t
		優良認定処理業者への処理委託量	4,659t	497t	4t	0t
		再生利用業者への処理委託量				
		認定熱回収業者への処理委託量				
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
(今後実施する予定の取組)						
<ul style="list-style-type: none"> ・資源として有効利用されるRPF化、セメント燃料などの方法で処理を行う。 ・委託した処分場等の現地確認を定期的に実施する。 ・廃棄物としていた廃プラを有価物として販売する。 						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。